

北九州アパート火災1週間

困窮者受け皿盲点に

福祉行政も防火乗り出す

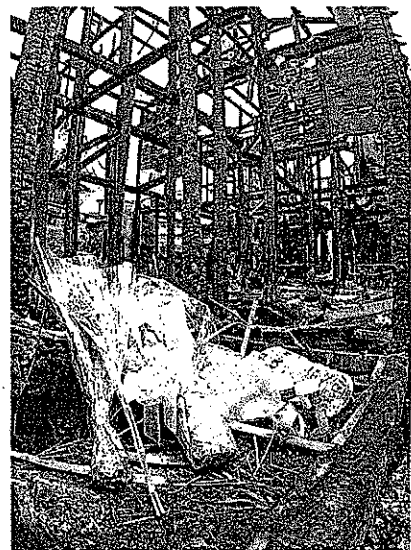
北九州市で築60年以上とされる木造2階建てアパートが全焼し6人が死亡した火災は、14日で発生から1週間。この建物は数百円の日割り賃料がチラシに記載され、共同住宅より厳しい防火対策が求められる簡易宿泊所代わりとして使われたが、市消防局は存在自体を把握できていなかった。

生活困窮者の受け皿となる同様な建物は全国にあるとみられ、福祉行政が防火対策に乗り出す自治体も出ている。

▽身分証不要

火災は7日深夜に発生。強風注意報が出ており火の回りは早く、建物はほぼ炭化した骨組みだけになった。福岡県警の現場検証では北側部分が

激しく燃えているのは確認できたが、出火元や原因の特定はできていない。全16室には単身の男性が住み、日雇いの労働者のほか、生活保護受給者や路上生活から抜け出そうとしていた人もいた。親族らとのつながりが乏しく「身分証明書の提示を求められなかった」（元住人）こともあ



北九州市小倉北区の全焼したアパートの焼け跡に供えられた花束＝13日午後

り、6人全員の身元特定には時間がかかっている。ある捜査関係者は「賃貸契約書は『宿帳』のような簡易なもので、記載された名前が本名かどうかも分からない」と明かす。

▽生活保護見込む

部屋を賃していた不動産会

社は「住宅用火災警報器を全室に設置していた」と説明。一方、市消防局は「防火対象物としての届け出がなかった」とし、建物は定期的な立ち入り検査を一度も受けていなかった。

家賃は当初1カ月が約1万5千円、翌月から約2万7千円と低額だが、同社は大家から管理を任された別の不動産会社を通じて建物を月7万円ですり、収益の見込める物件にしていった。市では単身の生活保護受給者の住宅扶助費は2万9千円が上限で、店頭には「保護申請中の方でも大丈夫です」との掲示もあった。

▽住宅政策提言も

生活困窮者の支援に詳しい

立教大学院の稲葉剛特任准教授は、2011年11月に起きた火災で5人が死亡した東京都新宿区の木造アパートも家賃は住宅扶助費の上限ぎりぎりに設定され、生活保護受給者の入居を見込んだ物件だったと指摘。その上で「『孤独死』を恐れ高齢単身者の入居を嫌う大家も多く、これらの物件に入らざるを得ない面がある」と生活困窮者を取り巻く住環境の厳しさを語る。

今回の火災を受け、山口県下関市はケースワーカーが生活保護受給者の住居を訪れる際、消火器の有無や避難経路などをチェックし、消防と情報共有することを決めた。ただ担当者は「消防法を熟知していないので直感的に感じるものを指摘することになると思う」と限界も認める。

稲葉氏は「住宅行政も連携すべき問題」とし、行政が空き家を借り上げ住まい確保が困難な人に安価で提供する施策を進めることを提案する。